

都道府県看護行政担当者等会議(令和3年12月27日) 質疑応答の概要

番号	質問主体	質問内容	回答
1	鹿児島県医師・看護人材課	コールセンターはいつまで設置する予定か。	コールセンターの設置期間は、令和4年1月17日～同年3月31日とすることを予定しています。
2	千葉県医療整備課	①慰労金のおときは国保連だったが今回も国保連に依頼しているのか。	今回は、慰労金のおときは異なり、対象医療機関数が限定されているため、国保連委託の必要性はないと考え、依頼していません。
3	千葉県医療整備課	②厚生労働省がコールセンターを1月14日開札で一般競争入札をしているが、いつ開設でどこまでの相談を受けるのか。	最速1月17日に開設し、本補助金に関する問い合わせを受け付ける予定です。
4	千葉県医療整備課	③補助金の交付は直接補助か間接補助なのか。	間接補助です。
5	千葉県医療整備課	④対象者名簿はどの程度のものを想定しているのか。(様式はあるか。)	本補助金の交付に当たっては、医療機関から都道府県に対して、対象者個人の名簿の提出は求めない予定です。
6	千葉県医療整備課	⑤計画書をだすタイミングが遅れてしまったら支給はされないのか。	本補助金を受給するためには、令和4年4月に、賃金改善計画書を提出していただくことが必要です。
7	千葉県医療整備課	⑥2月3月分の一時金は4月以降支給しても大丈夫か。	本補助金を受給するためには、令和4年2月・3月分(令和3年度中)から実際に賃上げを行っていることが必要です。なお、令和4年2月分の支給に間に合わない場合は、3月に一時金等により支給することを可能としています。
8	千葉県医療整備課	⑦2・3月は駄目だが4月に給与を引き上げたい医療機関があったらどう対応すれば良いのか。	本補助金を受給するためには、令和4年2月・3月分(令和3年度中)から実際に賃上げを行っていることが必要です。なお、令和4年2月分の支給に間に合わない場合は、3月に一時金等により支給することを可能としています。
9	千葉県医療整備課	⑧補助金の交付業務以外(審査訂正業務等)を委託する場合でも委託費の補助があるのか。	交付要綱に定める対象経費であれば、本補助金を活用いただけます。
10	千葉県医療整備課	⑨一時金でどれくらいまで遡り対応可能か。	本補助金を受給するためには、令和4年2月・3月分(令和3年度中)から実際に賃上げを行っていることが必要です。なお、令和4年2月分の支給に間に合わない場合は、3月に一時金等により支給することを可能としています。

番号	質問主体	質問内容	回答
11	千葉県医療整備課	⑩2月3月分の給与引き上げは令和4年度予算で良いと書いてあるが会計年度の原則から大丈夫か。	都道府県予算として令和4年度に計上し、医療機関の2月・3月分の給与引き上げも含めて支給することは問題ありません。
12	千葉県医療整備課	⑪周知はこの資料を関係医療機関に配布していいか。	今回の都道府県会議の資料を活用して、本補助金の積極的な周知を図っていただければと存じます。
13	北海道	医療機関や看護師からの問い合わせはすべてコールセンターに回してよいか？	コールセンターをご案内いただくことは、差し支えありません。なお、コールセンターは、本補助金の制度一般についての問い合わせに対応するものであり、補助金の申請に係る照会など、都道府県における業務・事業内容に関する照会は、都道府県において対応いただくことが必要になります。
14	富山県立中央病院 医療情報部	薬剤師がコメディカルの範囲に含まれていませんが、対象としないのでしょうか？	医師、歯科医師、薬剤師は、本補助金の対象外です。
15	徳島県	厚労省での補正予算額のうち、都道府県別の内訳(交付予定額)を示していただけでしょうか？	対象となる看護職員数全体(常勤換算で約57万人)に基づき積算を行っており、都道府県別に積算していないため、お示しすることができません。
16	福岡県医師・看護職員確保対策室	病床機能報告の救急搬送件数の期間が7月1日から6月30日になっているため、令和2年度の救急搬送件数の把握ができないがどうするのか。	病床機能報告は、今年度実施している令和2年度分から、対象期間が4月～3月となっています。
17	茨城県	夜勤手当のような実績に応じて支給する日額の特殊勤務手当についても処遇改善となると考えてよいか。	実績払いの手当は、「決まって毎月支払われる手当」に含まれないものと考えられます。ただし、基本給の引上げに連動して引き上がる部分については、本補助金における賃金改善の対象となります。
18	岩手県医療局	「令和4年2・3月分は一時金等による支給」とありますが、当団体では令和4年2月支給前に給与規程の改正を終えることは難しいと思われます。例えば一時金ではなくても、月額特殊勤務手当で今回の賃金改善を措置することとし、遡及適用条文を設定の上、年度末に2月・3月分遡って支給することとなってもよいのでしょうか？	個別具体のお話を伺う必要があるため、後日、個別具体にご照会をいただいた上で、回答いたします。
19	広島県立病院課	令和4年3月に一時金で対応する場合、一時金の費用節はどのようなものを想定しているか？	費用節の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、予算の費目ということであれば各都道府県の条例等で定まっていると考えますので、各都道府県において適切に対応いただければと存じます。
20	京都府	本日のチャットでのやりとりを年内に送付いただきたいです。	追ってなるべく速やかに作成・送付いたします。

番号	質問主体	質問内容	回答
21	鳥根県医療政策課	コロナ患者入院受入を行なっているが、今回示された対象医療機関に該当しない医療機関は賃上げの対象とならないということでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	岩手県医療局	月額特殊勤務手当にて措置する場合、例えば令和4年3月勤務実績分は翌月4月に支給することとなりますが、この場合も、令和3年度内に支給したものとして取り扱われるのでしょうか？	個別具体のお話を伺う必要があるので、後日、個別具体にご照会をいただいた上で、回答いたします。
23	福島県	京都府と同様に本日のチャットの内容および回答を送付いただきたい。	追ってなるべく速やかに作成・送付いたします。
24	滋賀県 医療政策課	2, 3月分を11月議会で補正したが、県予算をR4年度に繰り越して実施することについて、何か支障はありますか。	特に支障はありません。
25	新潟県	公立病院だが、ベースアップは給料表の改定が基本であり、人事院勧告がなければ改定は困難であるが、どのような処遇改善を想定しているのか。	基本給だけでなく、決まって毎月支払われる手当により賃金改善を行うこともベースアップ等に含まれます。
26	山形県	コメディカルの対象引き上げ額について、看護職との割合に比率など(が決まっているのか。)	一定の比率等が決まっているものではありません。看護職員の処遇改善を図るといふ本補助金の趣旨を踏まえていただきつつ、医療機関の実情に応じて、労使交渉等に基づき、賃金改善の具体的な実施方法を決定していただくことが必要になります。
27	山梨県福祉保健部医務課	医療機関の給与改定の周知については、国の方から医療機関へしっかりと周知を実施していただきたいです。	国において、HP等による制度の周知及び医療関係団体を通じた周知依頼等を行っていきます。一方、本補助金の執行に当たっては、支給対象となる個別の医療機関への周知や勧奨が重要であり、都道府県においては、こうした個別医療機関への積極的な周知や勧奨について、ご尽力をお願いいたします。
28	山梨県福祉保健部医務課	医療機関で賃金改定にあたってシステム改修が必要になった場合、国の方での支援や手当等はどのように考えていますか。	ご質問にあるような財政支援等は措置しておりません。
29	佐賀県	処遇改善の対象となるコメディカルの範囲は病院ごとに職種の一部ピックアップは可能か	医療機関ごとに処遇改善の対象に加えるコメディカルの範囲を判断いただくことが可能です。看護職員の処遇改善を図るといふ本補助金の趣旨を踏まえていただきつつ、医療機関の実情に応じて、労使交渉等に基づき、処遇改善の対象に加えるコメディカルの範囲等を決定していただくことが必要になります。

番号	質問主体	質問内容	回答
30	宮城県	計画書の段階では、別紙様式1「計画書」の提出のみで名簿は求めないとのことですが、実績報告の際にも別紙様式2「実績報告書のみ」で根拠資料としての「名簿は不要」で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、対象医療機関に対して実績報告の根拠となる資料の保管を求めているので、提出資料等を通じた確認の結果、実績報告の内容に疑義が生じた場合は、保管されている資料の確認等を通じて、実績報告の内容が正しいかどうかを判断していただくこととなります。
31	東京都福祉保健局	実績はどのように確認すればよいでしょうか。所定の様式以外の資料を要求するのでしょうか。	基本的には、医療監視(医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査)により得られた当該医療機関に係る情報も適宜参照いただきつつ、実施要綱における所定の様式を通じて、確認を行っていただくこととなります。 なお、対象医療機関に対して実績報告の根拠となる資料の保管を求めているので、こうした確認の結果、実績報告の内容に疑義が生じた場合は、保管されている資料の確認等を通じて、実績報告の内容が正しいかどうかを判断していただくこととなります。
32	群馬県病院局	国において給料表を改定する予定はありますか。薬剤師と放射線技師、検査技師は同じ給料表を使用しています。また、行政の保健師と病院の看護師給料表も同じためどのように考えたらよいか。	当省は所管外ですが、現時点で改正の予定については承知していません。
33	茨城県	精神科救急の病院で、救急医療管理加算の算定を行っていない場合は対象外でしょうか？コロナ患者の受け入れは行っております。	本補助金の対象医療機関は、以下のいずれかの要件を満たす医療機関となります。 ・令和4年2月1日時点において、診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、令和2年度1年間における救急搬送件数が200件以上であること。 ・令和4年2月1日時点において、三次救急を担う医療機関(救命救急センター)であること。
34	長野県	概算交付は必ず行わなければいけないのですか。	医療機関の賃金改善の原資となるものですので、概算交付を行っていただく必要があるものと考えています。
35	香川県	県立病院でA病院、B病院は補助対象だが、C病院が補助対象外の場合、A・B病院に対する補助金をC病院を含めた処遇改善に活用できるか。	本補助金を、補助対象外であるC病院の看護職員等の賃金改善に充てることはできません。なお、C病院が、自己財源を用いて賃金改善を実施していただくことは可能です。
36	山形県	都道府県の事業実施は令和4年度いっぱいか。非常勤職員は令和4年度末までの給与を対象となるか。	令和4年9月までの事業実施となりますので、令和4年度中に精算事務を行っていただき、非常勤職員の給与もその時点までとなります。

番号	質問主体	質問内容	回答
37	高知県	各医療機関の判断で賃上げを行わないということは可能でしょうか？	本補助金については、医療機関からの申請に基づいて交付されることとなります。政府としては、多くの対象医療機関において看護職員の賃金改善を実施していただきたいと考えていますので、各都道府県におかれても、対象医療機関に対して積極的な周知及び申請勧奨を行っていただければと存じます。
38	京都府	日本看護協会との連携はありますか。	看護職員に関する事業については、適宜、説明等を行わせていただきつつ、実施しています。
39	静岡県地域医療課	医療機関に直接雇用されていない看護師等も対象になりますか(慰労金では委託されていた方も対象)	本補助金の対象外となります。
40	茨城県	実際に賃金改善を開始する月がR4年4月となる場合は当該補助金は対象外となるということで間違いないか。	お見込みのとおりです。このため、都道府県におかれては、対象医療機関に対して、支給要件を満たした上で申請いただくよう、周知・勧奨いただきたいと存じます。
41	茨城県	例えばコメディカルのみ処遇改善を行い看護職員の処遇改善を行わない場合でも当該補助金は対象となるのでしょうか。	本補助金は、看護職員の処遇改善を目的とした補助金であるため、対象医療機関においては、看護職員の処遇改善を図っていただくことが必要となります。
42	新潟県	同一職種の中で、一部の職員のみを対象とすることは認められるでしょうか(特定の業務に対応する者のみ、管理職は除く等)	看護職員常勤換算1名当たりの収入を1%程度(月額4,000円)引き上げることを目的とするという本補助金の趣旨を踏まえていただきつつ、医療機関の実情に応じて、労使交渉等に基づき、賃金改善の対象職員を決定していただくことが必要となります。
43	鹿児島県医師・看護人材課	コールセンターの設置は年度内とのことであったが、医療機関からの問い合わせは事業開始後、特に実績報告の際に集中すると思われるので、来年度の設置も検討いただきたい。	今年度の状況を勘案し、来年度のコールセンターの設置について検討したいと考えております。
44	京都府	看護師の中でも給与アップの濃淡をつけてもよいのでしょうか、上げない人もいてもよろしいのでしょうか。	看護職員等処遇改善補助金に関するQ&A(第1版)中、「3-7」をご参照ください。
45	新潟県	国の予算計上において、コメディカルの人数はどのように見込んでおられるのでしょうか。	予算の積算は、看護職員数に基づいて行っていますので、コメディカルの人数は含まれていません。
46	鳥根県医療政策課	10月以降の診療報酬対応分について、法定福利費の事業主負担分は措置されるのでしょうか。	令和4年度予算案において、総額としては含まれていますが、分配方法については、今後、中医協において議論いただくこととしております。

番号	質問主体	質問内容	回答
47	岩手県医療局	国立病院ではどのような対応をとる予定でしょうか？（現段階で知りうる範囲で結構です）	承知しておりません。
48	茨城県	看護職員だけでなく、コメディカルにも適用範囲を広げた趣旨をご教示いただけますでしょうか。	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に則り、本補助金において対象とすることとしました。
49	石川県	総務省との連携はされていますか。公立病院の処遇改善を促す何かしらの事務連絡を発出いただけるとありがたいのですが。	総務省とは連携しつつ、本事業の実施を図っています。ご要望いただいた件については、総務省と相談させていただきます。
50	香川県	賃金改善は3月からだとどうですか。	3月分の賃金改善を実施する際に、2月分もまとめて支給いただければ本補助金の対象となります。
51	鹿児島県	公立病院において毎月決まって支払われる手当は特殊勤務手当（日額又は月額）でもよいのか。国の方で新設する予定はあるか。各自治体の判断で良いか。	当省所管ではありませんが、国において、決まって毎月支払われる手当を新設する予定があるものとは承知していません。
52	京都府	2・3月までに処遇改善が図られなかった場合は補助金は対象外とのことですが、10月以降の診療報酬加算は対象という理解でよろしいでしょうか。	現時点では決まっておらず、今後検討することとしております。
53	愛知県病院事業庁	時間給のアルバイト看護職員も、今回の賃金改善の対象と考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	長野県	小児三次救急の医療機関は対象にしてよいでしょうか。	本補助金の対象医療機関は、以下のいずれかの要件を満たす医療機関となります。 ・令和4年2月1日時点において、診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、令和2年度1年間における救急搬送件数が200件以上であること。 ・令和4年2月1日時点において、三次救急を担う医療機関（救命救急センター）であること。
55	熊本県	京都府さんもおっしゃられましたが、本日の議事録を全都道府県へフィードバックしてください。	追ってなるべく速やかに作成・送付いたします。
56	新潟県	国保連への依頼は行わないとのことですが、県から委託することは可能でしょうか。	事務費の基準額の範囲内で行っていただくことは可能だと考えますが、対象医療機関数や費用対効果を考慮すると、国保連への委託は不要であるものと考えています。

番号	質問主体	質問内容	回答
57	香川県	「資料8」の中で、「まずは」地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関を対象とすることとしています。幅広い処遇改善という趣旨を考えると、いずれは対象となる範囲を拡大する予定はあるのか。	現時点ではお示しできるものはなく、これ以上の範囲の拡大については未定です。
58	佐賀県	公立病院の補助金の交付先は申請された病院か、管轄する自治体でしょうか？	管轄する自治体となります。
59	青森県医療薬務課	この事業は、既存の補助金等のメニューとして整理されるものですか。それとも、新規で立ち上がる補助金ですか。	新規の補助事業として創設いたします。
60	富山県立中央病院 医療情報部	2, 3月分の一時金支給の際の支出費目について、総務省から案内を出していただくよう調整いただきたい(慰労金の際には発出されているため)	ご要望いただいた件については、総務省と相談させていただきます。
61	沖縄県保健医療総務課	念のため、交付金名を教えてください。	看護職員等処遇改善事業となります。
62	京都府	給与改正ではなく号級の引き上げ対応でも可能でしょうか。	定期昇給は賃金改善の対象外のため、賃金改善部分と定期昇給分を明確に分けて、対応いただく必要があります。
63	熊本県	全ての看護職が収入引上げの恩恵を受けられると認識されていると可能性があるため、早い段階で、厚生労働省より各医療団体への周知やホームページ掲載等の対応について、よろしく申し上げます。	国において、HP等による制度の周知及び医療関係団体を通じた周知依頼等を行っていきます。一方、本補助金の執行に当たっては、支給対象となる個別の医療機関への周知や勧奨が重要であり、都道府県においては、こうした個別医療機関への積極的な周知や勧奨について、ご尽力をお願いいたします。
64	香川県	12/22に説明のあった看護職員人材調整や研修の補助金は医療施設運営費補助金のメニューの中に位置付けられましたが、処遇改善事業という補助金が新たにできるということですか？	医療施設運営費等補助金の中の1事業となります。
65	沖縄県保健医療総務課	国の歳入科目は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金になりますか。	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金ではなく、医療施設運営費等補助金となります。